

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 現金の直接収納</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金の直接収納は、地方自治法及び大阪府財務規則（以下「財務規則」という。）により、出納員又は会計員でなければならない。 出納員は、充て職で指定されている者 会計員は、充て職で指定されている者のほか、財務規則に基づき任免することができる。 <p>【地方自治法】</p> <p>第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <p>一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>第 171 条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。</p> <p>3 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>【財務規則】（法：地方自治法） （会計職員の設置）</p> <p>第 97 条 法第 171 条第 1 項の会計職員は、出納員及び会計員とする。 （出納員）</p> <p>第 98 条 出納員は、会計局長及び別表第 3 の第 2 欄に掲げる職にある者をもって充てる。 （会計員）</p> <p>第 100 条 会計員は、会計局に置く課の参事、課長補佐及び主査の職にある者（国費に係る事務を担当する者を除く。）並びに別表第 3 の第 3 欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>2 前項に規定する者以外については、知事は、会計員を任免するときは、本庁の各課の出納員の内申により行うものとする。</p> <p>3 第 1 項に規定する者以外については、予算執行機関の長は、会計員を任免するときは、当該予算執行機関の出納員の内申により行うものとする。</p>	<p>各警察署では、「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて（府警本部内規）」に基づき会計員の任免の手続を行っている。</p> <p>この内規では、警察署で違法駐車車両移動等費用及び特例事務手数料を扱う職員のみが会計員に任命することとされており、会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱う職員については会計員に任命すべきとされていない。そのため、現金の直接収納を行う会計課職員が会計員に任命されていなかった。</p>	<p>各警察署で現金の直接収納事務を取り扱う職員を会計員に任命するよう、「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて」の改正を検討されたい。</p>

(出納員の直接収納)

第 105 条 出納員又は会計員は、納入義務者から現金（現金に代えて納付される証券を含む。）を収納したときは、領収証書（様式第 60 号）を当該納入義務者に交付しなければならない。この場合において、窓口において収納する入園券、入場券、手数料その他これに類する収入で、領収証書（様式第 60 号）を交付し難いものについては、入園券、入場券、金銭登録機による記録紙等をもってこれに代えることができる。

2 警察署での手数料の収納方法の変更について

- ・大阪府証紙徴収条例の廃止（平成30年10月1日付け）
- ・府では、申請手数料の納付の際に使用されていた大阪府証紙を廃止し、納付書、現金による納付等に移行した。（具体的な納付方法は申請等事務ごとに別途定められた。）
- ・大阪府警察では、大阪府警察全体で、平成29年度約90億円（8,947,850,480円）あった証紙での収入を、一部コンビニ収納もあるが、主に現金の直接収納に移行し、警察署で取り扱う手数料は、すべて現金の直接収納となった。

3 警察署での会計員の任免の手續に関する大阪府警察の内規

- ・大阪府警察では、「警察署における会計員の任免の手續及びその事務の取扱いについて」（平成15年3月31日 例規（会）第20号）を定めている。これは、警察署での会計員の任免の手續について定めたもので、警察署では、この内規に従って会計員の任免の手續を行っている。

(この内規による警察署で任命すべき会計員)

- ①会計員（違法駐車車両移動等費用）
- ②会計員（特例事務手数料）

- ・警察署の会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱っている会計課の職員については、この内規では会計員に任命すべきとされていない。

【警察署における会計員の任免の手續及びその事務の取扱いについて（平成 15 年 3 月 31 日例規（会）第 20 号）】

大阪府財務規則（昭和 55 年府規則第 48 号。以下「規則」という。）第 97 条第 2 項の規定により置かれる会計員のうち警察署における会計員は、規則第 100 条第 1 項に規定する者のほか、同条第 3 項の規定により予算執行機関の長である警察署長（以下「署長」という。）が任命することとされているが、同項の規定による会計員の任免の手續及びその事務の取扱いについては、平成 15 年 4 月 1 日から次のとおりとするので、誤りのないようにされたい。（以下 略）

1 任命される者及びその事務の内容

名称	任命される者	事務の内容
会計員 (違法駐車車両移動等費用)	警察署の交通課員（地域交通課交通係員を含む。以下同じ。）のうち巡査部長以上の階級にある警察官で、警察署以外の場所において違法駐車車両移動等費用（違法駐車車両に対する措置要領（平成20年5月30日例規（駐・会）第63号。以下「要領」という。）第15の規定により徴収する負担金、要領第17の規定により徴収する延滞金又は要領第18の規定による滞納処分の執行により徴収する負担金等（以下「滞納処分換価等受入金」という。以下同じ。）の徴収事務に従事することを指定されたもの	警察署以外の場所における違法駐車車両移動等費用の収納及び保管
会計員 (特例事務手数料)	「特例交番における特例事務の処理について」（平成7年3月29日例規（務・地総・交総）第22号）に基づき特例交番において申請・届出事務を取り扱う事務処理要員及び代替要員	特例交番で取り扱う申請・届出事務に係る手数料の収納及び保管

4 各警察署の実地監査での確認事項

・平成30年10月1日から警察署で行うことになった手数料の現金での直接収納事務について確認を行った。

(1)実施期間：平成30年10月12日から同31年1月30日まで

(2)監査対象機関：14警察署

（大淀警察署、都島警察署、東成警察署、淀川警察署、高槻警察署、布施警察署、柏原警察署、枚方警察署、門真警察署、北堺警察署、南堺警察署、和泉警察署、泉佐野警察署、黒山警察署）

(3)警察署の会計課の窓口で現金の直接収納事務を行っている職員

：財務規則に基づく会計員の任命手続が行われていない。

（「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて」に基づき会計員の任命が行われていることから、会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱っている会計課の職員については会計員に任命されていない。）

措置の内容
各警察署で現金の直接収納事務を取り扱う職員を会計員に任命するよう、例規「警察署における会計員の任免の手續及びその事務の取扱いについて」を平成31年3月29日付けで改正し、同日付で各所属長に示達した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月13日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																																				
堺警察署	<p>契約などの支出負担行為をするときは、経費支出伺書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、原動機付自転車の修繕に係る下記の契約（すべて同一の業者に発注）については、いずれも大阪府財務規則の解釈を誤り、発注前に経費支出伺書を作成せず、受注者からの請求後に行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 674 1302 1776"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>経費支出伺の起案日</th> <th>請求書の日付</th> <th>支出額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>23,990</td></tr> <tr><td>2</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>12,260</td></tr> <tr><td>3</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>12,140</td></tr> <tr><td>4</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>89,780</td></tr> <tr><td>5</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>67,820</td></tr> <tr><td>6</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>1,570</td></tr> <tr><td>7</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>24,340</td></tr> <tr><td>8</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>8,480</td></tr> <tr><td>9</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>26,670</td></tr> <tr><td>10</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>2,320</td></tr> <tr><td>11</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>12</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>32,910</td></tr> <tr><td>13</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>13,750</td></tr> <tr><td>14</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>15</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>3,580</td></tr> <tr><td>16</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>17</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>31,280</td></tr> <tr><td>18</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>19</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>23,270</td></tr> <tr><td>20</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>59,320</td></tr> <tr><td>21</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>4,720</td></tr> <tr><td>22</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>16,440</td></tr> <tr><td>23</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>34,490</td></tr> <tr><td>24</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>13,750</td></tr> </tbody> </table>	NO.	経費支出伺の起案日	請求書の日付	支出額(円)	1	平成29年6月12日	平成29年5月31日	23,990	2	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,260	3	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,140	4	平成29年6月12日	平成29年5月31日	89,780	5	平成29年6月12日	平成29年5月31日	67,820	6	平成29年7月3日	平成29年6月30日	1,570	7	平成29年7月3日	平成29年6月30日	24,340	8	平成29年7月3日	平成29年6月30日	8,480	9	平成29年7月3日	平成29年6月30日	26,670	10	平成29年7月3日	平成29年6月30日	2,320	11	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	12	平成29年8月8日	平成29年7月31日	32,910	13	平成29年8月8日	平成29年7月31日	13,750	14	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	15	平成29年8月8日	平成29年7月31日	3,580	16	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	17	平成29年8月8日	平成29年7月31日	31,280	18	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	19	平成29年8月8日	平成29年7月31日	23,270	20	平成29年9月5日	平成29年8月31日	59,320	21	平成29年9月5日	平成29年8月31日	4,720	22	平成29年9月5日	平成29年8月31日	16,440	23	平成29年9月5日	平成29年8月31日	34,490	24	平成29年9月5日	平成29年8月31日	13,750	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制の強化や、事務処理方法の見直しを行うことなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約事務担当者が大阪府財務規則の運用を誤って解釈し、請求書により金額が明らかになってから経費支出伺書を作成できると誤解していたことに加え、決裁時における幹部によるチェック機能が働いていなかったためである。</p> <p>幹部のチェック体制を再確認するとともに、業者と契約する際は、経費支出伺書による決裁後でなければ発注できないことを再認識し、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>
NO.	経費支出伺の起案日	請求書の日付	支出額(円)																																																																																																				
1	平成29年6月12日	平成29年5月31日	23,990																																																																																																				
2	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,260																																																																																																				
3	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,140																																																																																																				
4	平成29年6月12日	平成29年5月31日	89,780																																																																																																				
5	平成29年6月12日	平成29年5月31日	67,820																																																																																																				
6	平成29年7月3日	平成29年6月30日	1,570																																																																																																				
7	平成29年7月3日	平成29年6月30日	24,340																																																																																																				
8	平成29年7月3日	平成29年6月30日	8,480																																																																																																				
9	平成29年7月3日	平成29年6月30日	26,670																																																																																																				
10	平成29年7月3日	平成29年6月30日	2,320																																																																																																				
11	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																				
12	平成29年8月8日	平成29年7月31日	32,910																																																																																																				
13	平成29年8月8日	平成29年7月31日	13,750																																																																																																				
14	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																				
15	平成29年8月8日	平成29年7月31日	3,580																																																																																																				
16	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																				
17	平成29年8月8日	平成29年7月31日	31,280																																																																																																				
18	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																				
19	平成29年8月8日	平成29年7月31日	23,270																																																																																																				
20	平成29年9月5日	平成29年8月31日	59,320																																																																																																				
21	平成29年9月5日	平成29年8月31日	4,720																																																																																																				
22	平成29年9月5日	平成29年8月31日	16,440																																																																																																				
23	平成29年9月5日	平成29年8月31日	34,490																																																																																																				
24	平成29年9月5日	平成29年8月31日	13,750																																																																																																				

No.	経費支出伺の 起案日	請求書の日付	支出額 (円)
25	平成29年9月5日	平成29年8月31日	14,680
26	平成29年10月5日	平成29年9月30日	1,700
27	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13,750
28	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13,750
29	平成29年10月5日	平成29年9月30日	16,440
30	平成29年10月5日	平成29年9月30日	20,520
31	平成29年10月5日	平成29年9月30日	19,020
32	平成29年10月5日	平成29年9月30日	7,750
33	平成29年11月7日	平成29年10月31日	18,090
34	平成29年11月7日	平成29年10月31日	6,690
35	平成29年11月7日	平成29年10月31日	1,700
36	平成29年11月7日	平成29年10月31日	12,180
37	平成29年12月7日	平成29年11月30日	6,840
38	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8,830
39	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12,480
40	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12,510
41	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8,830
42	平成30年1月16日	平成30年1月13日	47,470
43	平成30年1月16日	平成30年1月13日	26,500
44	平成30年1月16日	平成30年1月13日	3,500
45	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10,040
46	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10,040
47	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080
48	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080
49	平成30年2月6日	平成30年2月1日	12,140
50	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080
51	平成30年3月7日	平成30年3月2日	17,060

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月1日から平成31年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																			
南堺警察署	<p>駐在所報償金は、駐在所勤務員の配偶者等に対し、駐在所勤務員の行う業務に協力した日数に応じて支給される謝礼金であり、年度当初に、駐在所勤務員の配偶者等を債権者とし、1年間分の報償金の額を支出負担行為額として経費支出伺を行い、各月の協力日数に応じて、その翌月に支払われる。また、人事異動等により、月の途中で駐在所勤務員が変わった場合は、前任者と後任者の配偶者等それぞれに対して日割りで支給される。</p> <p>平成30年3月30日付けの駐在所勤務員の異動に伴い、経費支出伺の変更の決裁（前任者の配偶者等（A）に対する2日間分の報償金の額の支出負担行為額の減額及び後任者の配偶者等（B）に対する2日間分の報償金の額を支出負担行為額とする新たな経費支出伺）が必要であったが、その手続を失念し、出納整理期間に行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="457 863 1543 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2">債権者</th> <th colspan="2">年度当初</th> <th colspan="2">人事異動後</th> </tr> <tr> <th>対象期間</th> <th>支出負担行為額</th> <th>対象期間</th> <th>支出負担行為額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31</td> <td>852,000円</td> <td>H29. 4. 1 ～ H30. 3. 29</td> <td>847,419円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>H30. 3. 30 ～ H30. 3. 31</td> <td>4,581円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 変更の経費支出伺の起案日：平成30年4月4日</p> <p>(2) 変更の経費支出伺の決裁日：平成30年4月4日</p>	債権者	年度当初		人事異動後		対象期間	支出負担行為額	対象期間	支出負担行為額	A	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31	852,000円	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 29	847,419円	B	—	—	H30. 3. 30 ～ H30. 3. 31	4,581円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、当該案件の経費支出伺書の作成及び決裁が済んでいると思い込んでいたためである。</p> <p>人事異動等に伴う必要な事務手続が確実に、かつ、遅滞することなく行われるよう幹部のチェック体制を再確認するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>
債権者	年度当初		人事異動後																			
	対象期間	支出負担行為額	対象期間	支出負担行為額																		
A	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31	852,000円	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 29	847,419円																		
B	—	—	H30. 3. 30 ～ H30. 3. 31	4,581円																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
黒山警察署	<p>契約などの支出負担行為をするときは、経費支出伺書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、下記の2件の契約については、いずれも発注前に経費支出伺書を作成することを失念し、請求書を受領するまで気付いていなかった。</p> <p>これにより、経費支出伺書の決裁が、(1)及び(2)の契約とも受注者からの請求後となっており、(2)については出納整理期間となっていた。</p> <p>(1)契約名称：強制採血 履行日：平成29年7月14日 請求日：平成29年8月16日 経費支出伺の起案日：平成29年8月21日 支出額：4,610円</p> <p>(2)契約名称：自動車修繕 納品日：平成30年3月12日 請求日：平成30年4月2日 経費支出伺の起案日：平成30年4月6日 支出額：1,500円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、当案件に係る契約は既に行われているものと勘違いしたため経費支出伺の作成が遅れたものである。</p> <p>契約事務担当者だけでなく、決裁者である幹部に対して、契約案件の確実な把握と手続の進捗管理を徹底させるとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>

監査(検査)実施年月日(委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月24日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
布施警察署	<p>原動機付自転車修繕の単価契約（※）については、年度当初に、当該年度の予定数量を見込んだ支出負担行為額で経費支出伺を行い、各月の実績に応じて、その翌月に支払いを行っていた。</p> <p>平成30年3月に行った修繕に伴い当初の支出負担行為額では不足が生じることとなったが、翌月（4月）に請求書を受領するまで気付かなかったことにより、経費支出伺（支出負担行為）の増額変更の決裁が出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：原動機付自転車修繕 納品日：平成30年3月26日 請求日：平成30年4月9日 経費支出伺の起案日：平成30年4月12日 支出額：86,840円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※単価契約：あらかじめ数量を確定することができないために金額を確定し得ないものについて、その単価を契約の主目的として、一定の期間を区切って当該期間内において供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約</p> </div>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、修理を依頼したにもかかわらず、当該修理に係る予算残額の確認を失念し、請求書を受領した際に支出負担行為額の不足に気付いたため、出納整理期間に変更経費支出伺を行ったものである。</p> <p>今後は、契約事務担当者だけでなく複数人で予算管理を行うことと、修理依頼した際の記録を徹底し、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月12日）

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
枚方警察署	<p>下記の行政財産の平成30年度分（開始日：平成30年4月1日）に係る使用料については、使用開始日前（平成30年3月31日まで）に納付させなければならないが、調定すべき時機を失し、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 604 1329 989"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>41.26㎡</td> <td>食堂</td> <td>240,840円</td> <td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="457 1031 1329 1415"> <thead> <tr> <th>調定年月日</th> <th>納入期限日</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年6月25日</td> <td>平成30年7月17日</td> <td>平成30年7月4日</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	建物	41.26㎡	食堂	240,840円	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	調定年月日	納入期限日	納付日	平成30年6月25日	平成30年7月17日	平成30年7月4日	<p>検出事項について調定すべき時機を失した原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、平成30年度分の行政財産使用料を徴収するための調定作業を行った際、新規事業者を含む他業者と共に調定等がされているものと思ひ込み、作業を進めたため、手続漏れが発生したことが原因である。</p> <p>行政財産使用料の調定に当たっては、行政財産使用許可関係書類との照合を確実に実施する等、起案時及び決裁時におけるチェックを強化するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間															
建物	41.26㎡	食堂	240,840円	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで															
調定年月日	納入期限日	納付日																	
平成30年6月25日	平成30年7月17日	平成30年7月4日																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月30日）

支払手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>布施警察署</p>	<p>新聞代（10月分から12月分まで）の支払に当たり、正当な債権者とは異なる者に支払ったものがあった。</p> <p>(1) 請求書 ・日付 平成30年1月4日 ・請求額 14,309円 ・請求者 株式会社A</p> <p>(2) 支出命令伺書（誤払い分） ・起票日 平成30年1月5日 ・支出命令額 14,309円 ・債権者 株式会社B ※誤払いしたことについては、平成30年3月23日に正当な債権者である株式会社Aから「支払ってもらっていない」旨の指摘があるまで気付いていなかった。</p> <p>(3) 戻入調定伺書 ・起票日 平成30年3月23日 ・戻入額 14,309円 ・戻入義務者 株式会社B ・返納日 平成30年3月26日</p> <p>(4) 支出命令伺書（正当な債権者への支払分） ・起票日 平成30年3月23日 ・支出命令額 14,309円 ・債権者 株式会社A</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法】 （経費の支払） 第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出の命令） 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することはないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>（支出の決定と支払） 第112条 出納員は、第40条の支出命令を受けたときは、当該支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、当該支出負担行為に係る債務が確定しているか等を審査し、支出の決定をしなければならない。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第3節 3 支出命令(支出命令審査)の留意点</p>	<p>検出事項が発生した原因については、請求書を受領後、支払手続の際、支出命令伺書を十分に確認していなかったため、支払先が誤っていることを見落とししたものである。</p> <p>今後は、支払いの際には細心の注意を払い、請求書と支出命令伺書の照合を徹底する等、支出命令及び支出審査におけるチェックを厳格に実施するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図った。</p>

		<table border="1"><tr><td colspan="2">7 正当債権者のための支出ですか</td></tr><tr><td>(1) 債権者名に誤りは、ありませんか。</td><td>・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。</td></tr></table>	7 正当債権者のための支出ですか		(1) 債権者名に誤りは、ありませんか。	・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。	
7 正当債権者のための支出ですか							
(1) 債権者名に誤りは、ありませんか。	・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月12日）